

【小規模事業者向け 補助上限額が50万円から250万円に対応します。】

「小規模事業者持続化補助金」対策セミナー

国の施策として多くの小規模事業者・中小企業向けの補助金が創設されています。

これらの補助金を獲得するためには、経営者の意識改革や、様々な環境変化に対応して自社の強みを踏まえた「経営計画書」の作成が必要となります。

今回は、このセミナーに参加して自社の経営計画書を作成してみませんか。（入門編）

セミナーカリキュラム

- 今回の申請受付期間は、
3月6日（金）～4月30日（木）17:00となります。
1. 小規模事業者持続化補助金の概要について
 2. 経営計画書の必要性について
 3. 評価の高い経営計画書のストーリーについて（強みの把握・一貫性・具体性など）
 4. 補助金獲得のための経営計画書作成のポイントについて
 5. 補助金申請の留意点・採択事例の発表など

【小規模事業者持続化補助金】とは・・

小規模事業者の皆様が策定した経営計画に基づく販路開拓や業務効率化に加え、今後直面する賃上げ、インボイス制度導入等に対応する費用の一部を補助する特別枠などが設けられています。（変更がある場合があります）

通常枠（一般枠）	補助上限額（補助率2/3）	50万円
特別枠（インボイス特例）	補助上限額（補助率2/3）	100万円
特別枠（賃金引上げ特例）	補助上限額（補助率2/3）	200万円
特別枠（創業型・インボイス特例）	補助上限額（補助率2/3）	250万円

講師プロフィール

栃木県よろず支援拠点
コーディネーター

小峰 俊雄 氏

日 時

令和8年3月25日（水）15:00～16:00（1時間程度）
令和8年4月 8日（水）15:00～16:00（1時間程度）※希望する日をお選び下さい

会 場

佐野商工会議所3階第6小会議室 定員：各5名程度※少人数で開催します

受講料

会員無料 ※非会員事業所の方は、会員登録の上お申込み下さい

主 催

佐野商工会議所

申 込

必要事項をご記入の上、FAX・Eメールにて
お申し込みください。

（切り取らずにこのまま送信してください。）

受 講 申 込 書

FAX: 0283-22-5517 Eメール s.aoki@sanocci.or.jp

受講希望日	①令和8年3月6日（水）・②4月8日（水） 15:00～16:00 ※希望する日に○印をつけて下さい		
事 業 所 名		所 在 地	
T E L		F A X	
受 講 者 名		E メ ー ル	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】**50万円**

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】**2／3**

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3／4)

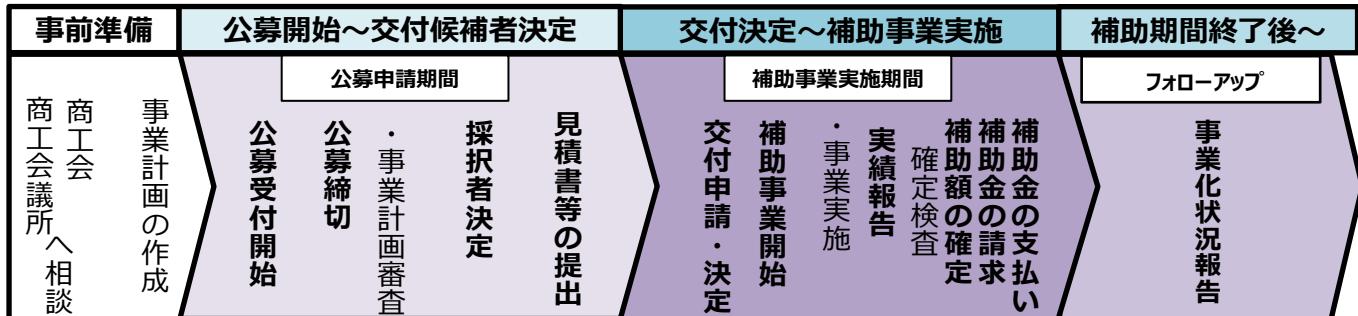
【第19回公募スケジュール】**公募要領公開：1月28日（水）****申請受付開始：3月6日（金）** ※事業支援計画書発行の受付締切 4月16日（木）**申請受付締切：4月30日（木）****【関連融資制度】**

**持続化補助金
補助率
2／3**

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎限度額：2,000万円
※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
例. 最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でおよご確認ください。

概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50万円 を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 150万円 を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレットを作成**。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

醤油製造業者が、事前の**テストマーケティング**を実施の上、新たな原材料に対応した**機械装置**を導入するなどして、**新商品を開発**。海外向け**展示会に出展**し、新規顧客を獲得。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



GビズID
取得